

ごみ処理施設での発火事故



令和4年6月14日に、『資源缶(缶類)』の処理を委託している(株)橋本ひまわりクリーンセンター八百津工場において、発火事故が発生しました。

事故の原因は、坂祝町で収集した『資源缶(缶類)』の中に「電動ドライバー」が混入しており、充電式電池が発火したことによるものです。



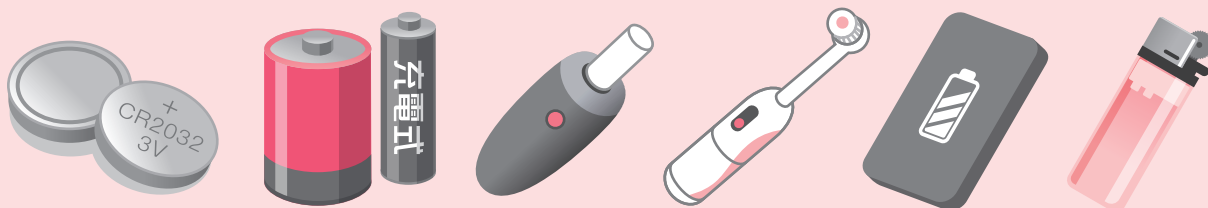
発火!

みなさん
気をつけて



「資源袋」は、食品用・飲料用の「缶類」または「びん類」のみを出すためのごみ袋ですが、ペットボトル、もえないごみなど、「缶類」または「びん類」以外のごみのみを入れたり、混ぜたりして、出されていることが多くっており、『資源缶(缶類)』に「缶類」以外のごみが混入していたことによる事故が多発しています。

特に、**充電式電池**、**ボタン電池**、**乾電池**、**電子たばこ**、**電動歯ブラシ**、**モバイルバッテリー**、**ライター**などが『資源缶(缶類)』に混入すると、火災の原因になります。



ごみ処理施設で火災や事故が起きると、施設の機器が損傷し、ごみの受け入れができなくなり、ご迷惑をおかけすることになります。

一人の不注意が町民全体に影響を及ぼします。

このような事故は、正しい分別をしたごみの出し方ができていないことが原因です。町の正しい分別方法に沿ってごみを出すようご協力をお願いします。

問い合わせ先：水道環境課 ☎66-2407